

# 東と弁往來

## 第52回 糸魚川きぼう法律事務所



新潟県弁護士会会員 小出 薫 (66期)

2013年12月～2015年1月 東京弁護士会会員(東京きぼう法律事務所)

2015年2月～現在 新潟県弁護士会会員(糸魚川きぼう法律事務所)

糸魚川きぼう法律事務所  
(新潟県糸魚川市)

### 1. 新潟県糸魚川市はこんなところ

糸魚川きぼう法律事務所は、弁護士法人きぼうの支所として、日弁連からの過疎偏在対応補助金や糸魚川市からの補助金をいただいて、2012年8月、糸魚川駅前に開設されました。私は、同法人で1年2か月の養成を受けた後、2015年2月に2代目所長として赴任しました。人口約4万4000人の糸魚川市内に唯一の法律事務所で、弁護士1名、事務員1名の体制です。

北東から南西まで250km以上ある長い新潟県土のうち、最西端に位置するのが糸魚川市です。新潟市からは約170km離れており、移動には自動車で片道約2時間半かかります。むしろ松本市や富山市に近く、また、北陸新幹線に乗れば約2時間20分で東京へ出ることができます。

糸魚川市では、神輿をぶつけ合う「けんか祭り」やいわゆる民謡流しをする「おまんた祭り」、クラシックカーのイベントなど、続々と行われるイベントの中でも地元の人の温かさに触れることができます。また、市内は海と山が迫り、この世のものとは思えないほど美味しい魚介類やお米、山菜を手頃な価格で味わうことができます。北陸新幹線に乗ってぜひお越しください。

### 2. 「司法過疎」の現状について

糸魚川市内の地・家裁支部は1990年に廃止され、現在は簡易裁判所と家庭裁判所出張所があります。簡裁の開廷日は月2回です。家裁出張所では、原則として家事調停・審判等の受付のみが行われ、地裁管轄の事件や家事調停等の期日は、約50km離れた新潟地・家裁高田支部（お隣の上越市所在）で開かれ

ます。高田支部管内の弁護士数は、上越市22名、妙高市0名、糸魚川市1名となっています（2017年5月1日時点）。司法書士、行政書士、税理士などの隣接士業の方々と役割を分担しながら課題解決に当たることも多くあります。

また、刑事事件では、最寄りの身柄留置施設がやはり上越市にある上越警察署ですので、接見のために自動車で片道約50分の道のりを通っています。糸魚川警察署の身柄留置施設は2015年に廃止されました。加えて、最寄りの児童相談所、年金事務所、労働基準監督署等も上越市にあります。裁判所のみならず、多くの公的サービスの集約が進みつつあり、とくに自動車を運転できない人の負担が増えています。

業務中は移動時間が大変多くなり、自動車では年間約3万kmを走行しています。スケジュール調整等で移動を集約する工夫が欠かせません。

### 3. 糸魚川大規模火災の発生から復旧、再建へ

2016年12月22日午前10時20分ころ、糸魚川駅近くの商業地域で発生した火災は、強い南風のため、鎮火までに30時間を要し、147棟の建物を焼損する大規模な災害となりました。

これまで中越大震災・中越沖地震や多くの雪・水害等を経験した新潟県弁護士会は、すぐに「糸魚川大規模火災対応本部」を立ち上げ、糸魚川市の対策本部やボランティアセンターとの情報交換や年末年始の「無料なんでも相談会」を実施しました。県内の会員の方々が、年末年始にも関わらず糸魚川市まで駆けつけてくださり、大変心強く感じました。

発災初期の相談としては、①重要書類の焼失・紛失に関するもの（運転免許証・不動産の権利証・火災保険証券の焼失への対応等）、②がれき撤去に関するもの（現場保存の方法、費用負担者は誰か等）が多く寄せられました。

さらに心強かったのは、県弁護士会の災害対応のエースたる先輩、全国で災害復興支援に力を入れておられる百戦錬磨の弁護士の方々と、あれよあれよという間につながる事ができたことでした。発災からわずか1週間ほどで県弁護士会会長声明、日弁連会長談話が発表された背景には、この方々のご活躍があったとうかがっています。

災害法制に関しては、12月22日のうちに災害救助法の適用が発表されました。また、前記声明・談話発表後の30日には被災者生活再建支援法も適用されることが明らかにされ、被災者生活再建支援金支給への道が開かれました。さらに、自然災害債務整理ガイドラインの適用災害ともなりましたが、新たにローンを組んでしまうと、当該ガイドラインの適用を受けられない場合があるため、急いで市内の金融機関へ周知に回りました。「せいかつさいけんしえんきん?」、「ガイドライン? 被サロ?」と馴染みのない用語・制度は、発災した後になって、一から勉強することばかりです。会内では、熊本会から講師をお招きしてガイドラインの研修が行われ、また、全国から様々なご教示をいただきました。

本年2月11日には、11土業合同での「無料なんでも相談会」を開催でき、住民の方から「復興の段階ごとに相談会の開催を」とのご要望をいただきました。復旧作業が進んで多くなったご相談は、主に③再建資金に関するご相談（見舞金、義援金、被災者生活再建支援金、保険・共済金の受給の可否等）、④土地・建物の権利関係に関するご相談（旧借地法時代の契約における建物滅失の扱い、土地の境界確定、数次



早川谷の棚田と  
紫陽花

相続等）で、それぞれの方が悩みを抱えながらも、前進していることが感じられました。

また、3月16日・26日には、商工会議所・県弁護士会主催、関東弁護士会連合会共催で「復興まちづくり連続学習会」を行い、城崎温泉火災後の再建や東日本大震災での経験を共有した後、意見交換を行いました。執筆時点では、市の復興まちづくり計画の作成が進みつつあり、小さいブロックごとのプランについて、議論が成熟しつつあります。

被災者の中には、仕事を引退した後で借地上の無保険の自宅を焼失するなど、自力再建が困難な方がいると考えられ、状況に応じた支援が必要となっています。

#### 4. むすびに

大規模火災からの再建・復興はまだ現在進行形ですが、いま振り返ると、普段からしておける火災対策として、火の元への用心と保険・共済加入が重要だと思います。保険・共済は、既に加入していても家屋を再調達できる金額の保険・共済金を受け取れる契約か、再確認をおすすめしています。

また、タイムリーな法的情報の提供が求められる場面がありました。行政との関係では、「被災証明書」と「罹災証明書」の発行や、住居確保、各種給付など、ボランティアセンターの「思い出の品探し」プロジェクトとの関係では、ボランティアの安全確保、複数所有者の動産が混ざった場合の回収・保管方法等です。災害対応のためにどのような法制度があるか、その背後にある理念は何か、その制度ではカバーされない課題は何かなど、災害救助法や被災者生活再建支援法を前もって学んでいればより効果的な対応ができました。

弁護士過疎地域の弁護士は、どのような問題にも応急的な対応を求められる点で「野戦病院」に喩えられることがあります。いつ、どこで起こるか分からない災害への対応には、どこにいても普段からアンテナを高く張っておく必要性をひしひしと感じております。



発災翌日の市との情報交換の様子